

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月15日付け総務第72号で行った「四日市市職員研修所では四日市市情報公開条例違反をするのだと規定している行政情報」の行政情報不存在決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成28年8月3日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成28年8月15日付けで行った不存在決定について、これを取り消し、行政情報開示決定を求めるものである。また、請求人は、当審査会から実施機関に対し、行政情報の特定に関して提言も求めている。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、補正書及び追加意見書、追加意見書兼口頭陳述申出書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、「四日市市職員研修所では四日市市情報公開条例違反をするのだと規定している」行政情報である。
- (2) 請求人が四日市市職員研修所に架電し、行政情報開示請求を行った案件について担当課が職員研修所となっていたため、行政情報の「特定」を依頼したが、職員研修所の職員が、「特定」はしない旨の回答をした。請求人は、別件で開示請求している行政情報の特定がなされていないため審査請求を行っているにもかかわらず、職員研修所の職員が行政情報の特定に応じていない。
- (3) 公務は法令・規則・規定（原文ママ）に基づいて行われていることは四日市市役所で確認させていただいておりますので行政情報不存在はありえない事を確認させていただいております。法令・条例の場合は非公開となります。非公開決定の原因でどの法令・条例の何条にあるのか明記をお願いいたします。
- (4) 請求人は行政情報開示請求の後、職員研修所を訪問して四日市市情報公開条

例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定いたしましたし、ましようとして申し出ているがほとんど相手にされないで一方的に不存決定されたり、まったく違う行政情報を開示されることが繰り返されている。求めている行政情報とはまったく違う物を探しているのではないのでしょうか。よって、再度請求者の求めている行政情報を協議・協力して特定し、請求者が求める行政情報を開示していただくことをお願いいたします。

(5) (4)により、協議・協力して再度請求者が求める行政情報を確認しても存在しない場合はありえないことですが、今回の決定を一部変更して行政情報不存として下さい。その場合、情報公開条例の第1条（目的）による行政としての説明責任が発生してくることはご認識いただきたいと考えます。

(6) 開示請求書には開示していただく行政情報の特定に関しては四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定出来る様に宜しくお願いいたします。と記載されておりますので行政情報の特定に協力しなかったことによる、今回の行政情報開示決定は四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項に違反している為、重大な情報公開条例違反であり、開示決定担当部署は知る権利の保障を妨害している。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述及び回答書で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求に対しては、開示請求に係る行政情報を保有していないため、不存決定を行ったものである。
- (2) 情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項において、「審査会は情報公開に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べるができる。」と規定しているが、同規定の趣旨は、本市が情報公開を推進していくにあたり、情報公開制度を改善するための意見を審査会からいただくために設けられた規定である。よって、意見の対象となる「情報公開に関する重要な事項」とは、情報公開制度に関わる問題であって、個別案件に関する事項はこれに該当しない。したがって、開示請求者等実施機関以外の者が同規定に基づき審査会に実施機関への意見具申を求めることは認められない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政情報の存否について

ア 請求人より平成28年8月3日付け行政情報開示請求書にて開示請求された行政情報は、「四日市市職員研修所では四日市市情報公開条例違反をするのだと規定している行政情報」である。

当審査会において上記行政情報の存否について検討を行ったが、当該行政情報は存在しない。

したがって、実施機関の行政情報不存在決定は妥当である。

イ 次に、請求人が当審査会から実施機関に対し行政情報の特定についての提言を求めていることについて検討する。四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条第2項において、「審査会は、情報公開に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べることができる。」と規定されている。

審査会は、地方自治法上の附属機関（地方自治法138条の4）であり、附属機関の設置目的は、公正中立の立場から審議等を行うもの及び専門的、技術的な立場から調査等を行うものとされており、これらの目的に鑑みれば、審査会が実施機関に対し意見を述べるものは、専門的、技術的な立場から調査等を行った情報公開制度設計等についてであり、個別具体的な事件について何らかの提言として意見を述べることは予定していないものと解される。

よって、請求人が求める特定についての提言は条例上予定されているものではなく、本審査会においては、請求人が求める提言は行わない。

もっとも、当審査会では、実施機関における情報公開制度の運用が不適切である場合等必要な措置等について答申の中で付言するなど、第三者的立場から、

行政機関等における情報公開制度の円滑かつ適切な運用の確保を図っているところである。この点について、本審査会において実施機関が行政情報の「特定」を適切に行ったかを検討したが、実施機関の説明及び請求人の意見陳述から、行政情報開示請求において開示請求の対象となる行政情報が不明瞭である等、実施機関が行政情報の「特定」を適切に行っていないとの事実を認定することはできない。

したがって、本審査請求において、行政情報の特定に関する提言は行わない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 2月17日	・ 諮問書受理
平成29年 6月19日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成29年度第2回審査会合議体)
平成29年 7月19日	・ 実施機関及び審査請求人の口頭による意見陳述及び 審議 (平成29年度第3回審査会合議体)
平成29年 8月25日	・ 審議 (平成29年度第4回審査会合議体)
平成29年10月 3日	・ 答申

経緯 (参考)

平成28年 8月 3日 行政情報開示請求
 平成28年 8月15日 行政情報不存在決定
 平成28年11月18日 審査請求
 平成28年11月28日 補正書及び追加意見書
 平成28年12月27日 弁明書
 平成29年 1月27日 追加意見書兼口頭意見陳述申出書